

2020年1月より投資信託の収益分配金にかかる税額計算方法が変更となります

税制改正により、2020年1月より「国内公募投資信託」（当行で扱っている投資信託）が、外国税額控除制度^(※)の適用対象となります。

このため、収益分配金にかかる税額計算方法が変更となりますのでご通知申し上げます。

(※) 外国税額控除制度とは

- 投資信託が外国の証券に投資している場合、外国で発生した収益の分配に際して、外国所得税が課せられています。
- 一方で、日本では外国で発生した収益に対しても国内で所得税が課せられています。
- そのため、外国へ投資する投資信託から発生する収益を投資家に分配する際に、「外国」で所得税が課税（源泉徴収）された後、再度「国内」で所得税が課税（源泉徴収）されるという「二重課税」が発生する場合があります。
- この二重課税を調整するために、国内で課税される所得税の額から、既に課税済の外国所得税を差し引く制度を「外国税額控除制度」といいます。

【変更点】

《変更前：2019年以前の税額計算方法》

課税対象金額（普通分配金額）×税率（所得税 15.315%＋住民税 5%）

《変更後：2020年以降の税額計算方法》

○所得税：課税対象金額^①（普通分配金額＋外国税額^②）×税率（15.315%）－外国税等控除額^③

○住民税：課税対象金額^①（普通分配金額＋外国税額^②）×税率（5%）

（住民税は外国税額控除の対象外となります）

- ①ごく稀に、課税対象金額に内国税額が加算されることがあります。
- ②委託会社が開示した分配金1円あたりの外国税により計算されます（投資対象が国内のみの場合は0円です）。
- ③外国税額と、控除限度額【（普通分配金＋外国税額）×15.315%×外貨建資産割合】のいずれか少ない額となります。

特定口座年間取引報告書上では
「配当等の額」欄に表示されます。

特定口座年間取引報告書上では
「上場株式配当等控除額」欄に表示されます。

【事例】

普通分配金 100,000 円、分配金 1 円あたりの外国税額 0.1 円の場合

（注）内国税額：0 円、外国税額：控除限度額以内

《2019 年以前》

○所得税：100,000×15.315%=15,315 円

○住民税：100,000×5%=5,000 円

税額合計：20,315 円

《2020 年以降》

○外国税額：100,000×0.1=10,000 円

○所得税：(100,000+10,000)×15.315%－10,000=6,846 円（円未満切捨）

○住民税：(100,000+10,000)×5%=5,500 円

税額合計：12,346 円

なお、課税対象金額、外国税等控除額については、「投資信託受益権の収益分配金のご案内」・「投資信託受益権の収益分配金再投資のご案内」の「課税対象金額」・「通知外国税相当額等」の欄にて、ご確認可能です。

本件におきまして、お客さまによるお手続きは不要です。

ご不明な点がございましたら、お取引店までご相談ください。